

2024年4月入学生用 教職課程説明資料

(工学部)

1. 免許状の種類及び教科

学 科	免許状の種類及び教科
機 械 工 学 科 建 築 学 科 宇宙航空システム工学科	高等学校教諭一種免許状（工業）
ナノサイエンス学科	高等学校教諭一種免許状（理科） 中学校教諭一種免許状（理科）

2. 免許状取得資格

(1) 基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許状を取得するための基礎資格は学士の学位を有すること。

その他に、教育職員免許法に定められた「大学における最低修得単位数」の科目として「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「文部科学省令で定める科目」の単位を修得が必要。単位数は次の通り。

免 許 状 の 種 類	基礎資格	本 学 に お け る 最 低 修 得 单 位 数		
		教育の基礎的理解 に関する科目等	教科及び教科の指 導法に関する科目	文部科学省令で定 める科目
高等学校教諭一種免許状 (工業・理科)	学士の学 位を有す ること	2 4	3 5	1 2
中学校教諭一種免許状 (理科)		2 8	3 1	1 2

(2)教育の基礎的理解に関する科目等

★工業(高校) 認定学科：機械・建築・宇宙

施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数	1年次		2年次		3年次		4年次	
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	◎ 教育原論	2		○						
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		◎ 教職概論	2	○							
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		◎ 教育制度論	2		○						
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		◎ 教育心理学	2					○			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		◎ 特別支援教育論	1			○					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		◎ 教育課程論	1					○			
指導法、総合的な探究の時間の指導法等に生徒の指導の時間と相談の科目	道徳の理論及び指導法	8	道徳教育指導論	2								
	総合的な探究の時間の指導法		◎ 総合的な学習の時間の指導法	2			○					
	特別活動の指導法		◎ 特別活動論	1					○			
	教育の方法及び技術		◎ 教育方法論（ICT活用含む）	2						○		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		◎ 進路指導・生徒指導論	2			○					
	生徒指導の理論及び方法		◎ 教育相談の理論と方法	2			○					
関教育する実践科目に	教育実習	3	○ 事前・事後指導	1					○	○		
	教育実習		○ 教育実習Ⅰ（中・高）	2						○		
	教職実践演習		○ 教育実習Ⅱ（中）	2								
計				23			24					

※○は必修科目

☆開講時期は、変更になることもあるので、時間割等で十分確認すること

☆○は4年次に教育実習に行くために3年次までに取得すべき必修科目

☆「工業」免許状の取得方法について(特例)

高等学校教諭の工業の普通免許状の授与を受ける場合は、同表に掲げる科目についての単位数の全部又は一部の単位の修得は、当分の間、当該免許状に係る「教科に関する専門的事項」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。
(改正免許法施行規則第5条第1項表備考第6号)

ただし、本学では、できる限り上記によらない正規の方法で教員免許状を取得するよう指導しています。

(2)教育の基礎的理解に関する科目等

★理科(高校) 認定学科 : ナノ

施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数	1年次		2年次		3年次		4年次	
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	◎ 教育原論	2		○						
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		◎ 教職概論	2	○							
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		◎ 教育制度論	2		○						
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		◎ 教育心理学	2					○			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		◎ 特別支援教育論	1			○					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		◎ 教育課程論	1				○				
指導法等に関する科目	道徳の理論及び指導法	8	道徳教育指導論	2								
	総合的な探究の時間の指導法		◎ 総合的な学習の時間の指導法	2				○				
	特別活動の指導法		◎ 特別活動論	1				○				
	教育の方法及び技術		◎ 教育方法論（ICT活用含む）	2						○		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		◎ 進路指導・生徒指導論	2			○					
	生徒指導の理論及び方法		◎ 教育相談の理論と方法	2			○					
関教育する実践科目に	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	3	○ 事前・事後指導	1					○	○		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○ 教育実習Ⅰ（中・高）	2						○		
	教育実習		○ 教育実習Ⅱ（中）	2								
教職実践演習	○ 教職実践演習（中・高）		○ 教職実践演習（中・高）	2							○	
	計	23		24								

※○は必修科目

☆開講時期は、変更になることもあるので、時間割等で十分確認すること

☆○は4年次に教育実習に行くために3年次までに取得すべき必修科目

★理科(中学) 認定学科 : ナノ

施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数	1年次		2年次		3年次		4年次	
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	◎ 教育原論	2		○						
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		◎ 教職概論	2	○							
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		◎ 教育制度論	2		○						
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		◎ 教育心理学	2					○			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		◎ 特別支援教育論	1			○					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		◎ 教育課程論	1					○			
指導法等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	◎ 道徳教育指導論	2						○		
	総合的な探究の時間の指導法		◎ 総合的な学習の時間の指導法	2				○				
	特別活動の指導法		◎ 特別活動論	1				○				
	教育の方法及び技術		◎ 教育方法論（ICT活用含む）	2						○		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		◎ 進路指導・生徒指導論	2			○					
	生徒指導の理論及び方法		◎ 教育相談の理論と方法	2			○					
関教育する実践科目に	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	5	○ 事前・事後指導	1					○	○		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○ 教育実習Ⅰ（中・高）	2						○		
	教育実習		○ 教育実習Ⅱ（中）	2						○		
教職実践演習	○ 教職実践演習（中・高）		○ 教職実践演習（中・高）	2							○	
	計	27		28								

※○は必修科目

☆開講時期は、変更になることもあるので、時間割等で十分確認すること

☆介護等体験7日間 「社会福祉施設5日間、盲・聾・養護学校2日間」(中一種免許必修)

☆○は4年次に教育実習に行くために3年次までに取得すべき必修科目

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

★機械工学科 「工業」

※ ○印の付いた授業科目は、免許取得上の必修科目である。

☆「工業」免許状の取得方法について(特例)

高等学校教諭の工業の普通免許状の授与を受ける場合は、同表に掲げる「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」についての単位数の全部又は一部の単位の修得は、当分の間、当該免許状に係る「教科に関する専門的事項」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。(改正免許法施行規則第5条第1項表備考第6号)

ただし、本学では、できる限り上記によらない正規の方法で教員免許状を取得するよう指導しています。

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

★建築学科

「工業」

※ ○印の付いた授業科目は、免許取得上の必修科目である。

☆「工業」免許状の取得方法について(特例)

高等学校教諭の工業の普通免許状の授与を受ける場合は、同表に掲げる「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」

についての単位数の全部又は一部の単位の修得は、当分の間、当該免許状に係る「教科に関する専門的事項」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。(改正免許法施行規則第5条第1項表備考第6号)

ただし、本学では、できる限り上記によらない正規の方法で教員免許状を取得するよう指導しています。

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

★宇宙航空システム工学科 「工業」

※ ○印の付いた授業科目は、免許取得上の必修科目である。

☆「工業」免許状の取得方法について(特例)

高等学校教諭の工業の普通免許状の授与を受ける場合は、同表に掲げる「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」についての単位数の全部又は一部の単位の修得は、当分の間、当該免許状に係る「教科に関する専門的事項」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。（改正免許法施行規則第5条第1項表備考第6号）

ただし、本学では、できる限り上記によらない正規の方法で教員免許状を取得するよう指導しています。

中 学 免 許

※高校免許は次のページへ

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

★ナノサイエンス学科

「理科」

※ ○印の付いた授業科目は、免許取得上の必修科目である。

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	備考
教科及 び教 科の 指 導 法 に 関 す る 科 目	物 理 学 化 学 生 物 学 地 学 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	各項目についてそれぞれ1単位以上 中31単位	○ 基礎物理学 物理学	2 2	
			○ 化学 I ○ 化学 II 無機材料科学 材料組織学 分子デザイン学 機能性高分子科学 環境物質科学 プロセス工学	2 2 2 2 2 2 2 2	
			○ 基礎物理化学 ○ 物理化学 ○ 基礎分析化学 ○ 分析化学 ○ 基礎無機化学 ○ 無機化学 ○ 基礎有機化学 ○ 有機化学 分子反応論 高分子科学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
			○ 基礎環境生物科学 環境生物科学 分子生物学 I 分子生物学 II	2 2 2 2	
			○ 地学	2	
			○ 物理学実験 ○ 基礎化学実験 I ○ 基礎化学実験 II ○ 化学実験操作法 ○ 環境生物科学実験 ○ 地学実験	2 1 1 1 1 2	
			○ 理科教育法 I ○ 理科教育法 II ○ 理科教育法 III ○ 理科教育法 IV	2 2 2 2	

※中学・高校両方の免許を取得する場合は、中学免許の科目を修得すれば高校免許も取得できます。

高校免許

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

★ナノサイエンス学科
「理科」

※ ○印の付いた授業科目は、免許取得上の必修科目である。

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	備考
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	物理化学 生物科学 地学 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	各項目についてそれぞれ1単位以上 高35単位	○ 基礎物理学 物理学	2 2	
			○ 化学 I	2	
			○ 化学 II 無機材料科学	2	
			材料組織学	2	
			分子デザイン学	2	
			機能性高分子科学	2	
			環境物質科学	2	
			プロセス工学	2	
			○ 基礎物理化学	2	
			○ 物理化学	2	
○ 基礎分析化学	2				
○ 分析化学	2				
○ 基礎無機化学	2				
○ 無機化学	2				
○ 基礎有機化学	2				
○ 有機化学 分子反応論	2				
高分子科学	2				
○ 基礎環境生物科学 環境生物科学	2 2				
分子生物学 I	2				
分子生物学 II	2				
○ 地学	2				
物理学実験	2				
○ 基礎化学実験 I	1				
○ 基礎化学実験 II	1				
○ 化学実験操作法	1				
○ 環境生物科学実験 地学実験	1 2				
○ 理科教育法 I	2				
○ 理科教育法 II	2				

(4) 文部科学省令で定める科目

文部科学省令で定める科目	最低修得単位数	本学の授業科目	単位数	備考
日本国憲法	2	◎日本国憲法	2	必修
体育	2	◎健康スポーツ教育 I	1	これら 2 科目より 1 科目選択・必修
		◎健康スポーツ教育 II	1	
		◎健康科学概論	2	
外国語コミュニケーション	2	◎イングリッシュコミュニケーション III	2	必修
		◎イングリッシュコミュニケーション IV	2	
数理、データ活用及び 人口知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	◎情報処理基礎	2	必修
計	8	計	1 1	